

新型コロナウイルス感染症対策行動計画

1 基本方針

本行動計画は、学生及び教職員の新型コロナウイルス感染症による健康被害を抑えるとともに、本校が果たすべき教育・研究・社会貢献活動への影響を最小限に止めることを目的とし、権限と責任を伴った組織及び体制を作り、その指揮下で学生・教職員が学校として秩序ある行動ができるように策定するものである。

現時点では、病態及び影響が十分解明されていないことから、今後の判明事実や国等の対策方針を踏まえながら、本行動計画も柔軟に適用するとともに、局面に応じた具体的な対応を行う。

2 対策本部

感染の予防や対策を講じる体制として、舞鶴工業高等専門学校危機管理規程第9条に基づき、本校の危機管理委員会の下に対策本部を設置する。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長：校長

副本部長：教務主事

本部長：学生主事、寮務主事、事務部長、総務課長、学生課長。

※対策本部会議には、必要に応じて構成員以外の出席を求め、意見聴取する

事務：総務課

(2) 学生寮新型コロナウイルス感染症対策室

学生寮における行動計画及び対応マニュアルを作成、実行、評価を行う体制として対策本部の下に学生寮新型コロナウイルス感染症対策室を設置する。

室長：寮務主事

副室長：寮務副主事

室員：寮務委員会委員、学生課課長補佐、寮務係員

事務：学生課寮務係

3 情報の収集・提供

(1) 新たな国の対応等を早期に把握し、本部内で共有し校内の対策等に反映させる。

(2) 校内掲示板による通常の情報提供に加え、学校HPに専用ページを設け情報を提供する。

(3) 感染防止対策などの重要度の高い情報は、学生等に対しメール等で情報提供する。

(4) 感染の疑いがある者が校内で発生した場合は、緊急連絡網を通じ各本部員に情報提供する。

なお、報告・相談窓口は、学生は学生課教務係及び寮務係、教職員は総務課とする。

4 感染拡大防止への対処

国、文部科学省・国立高専機構の基本方針や京都府の対策を基本とし、他高専の対応や近隣地域の感染拡大状況を踏まえた対応とする。

(1) 学校運営

本校学生・教職員の健康状況の把握に努め、近隣府県、地域の感染拡大状況及び本校の学生・教職員の感染状況から臨時休校、学校閉鎖、学寮閉鎖及び学校再開について、実施の有無及び期間を判断する。

(2) 活動基準の設定

本校の活動状態の基準を①～⑥の項目に整理し、活動の目安を提示する。

- ① 授業及び教育活動
- ② 教員・研究活動
- ③ 事務職
- ④ 会議等
- ⑤ 課外活動
- ⑥ 公開講座

(3) 予防の徹底

学生及び教職員に対し、体温測定等の自己の健康管理を促していくとともに手洗い、咳エチケットといった個人の対策に加え、校内の環境を整備し、クラスター（集団感染）が生じやすい「3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を避ける等の国が示す予防対策を徹底させる。

マスクは各自準備することを基本とするが、入手困難な状況を踏まえ、学校主催行事等においては、必要に応じて学校から提供する場合もある。

(4) 海外渡航の留意事項

当分の間、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請する。なお、今後の状況を見ながら要請内容を判断する。

(5) 国内移動（出張・就職活動・旅行等）の留意事項

学生及び教職員に対し、不要不急の外出自粛と、その他の地域との往来においても必要性を十分に検討するよう要請する。なお、今後の状況を見ながら要請内容を判断する。

5 感染が疑われる場合の対応（詳細は、「感染が疑われる症状がある場合の対応について」参照）

学生及び教職員に発熱や風邪症状がみられた場合は、登校や出勤を控え、自宅療養とする。登校・出勤中や在寮中に感染が疑われる症状が認められた時には公共交通機関を使わず、速やかな帰宅を促すとともに、他の学生及び教職員と接触する機会をできる限り少なくなるよう環境を整える等の配慮を行う。教職員は緊急時を除き、原則、病院搬送は行わない。この間から治癒までの期間、学生に対しては公欠（出席停止）、職員は職務専念義務免除とする。

国の推奨する相談・受診の目安となる症状が起こった場合には、帰国者・接触者相談センターに電話相談のうえ、指示された内容等の結果を学校へ報告するものとする。

6 感染した場合の対応

学生及び教職員で感染が確認された場合は保健所の指示に従い対応する。また、文部科学省の通知等に沿って、臨時休校等の措置を検討する。

感染が確認された学生及び教職員については、就学・就業上の支障を軽減するよう支援する。

7 授業・実習等への対応（詳細は、「授業・実習等への対応マニュアル」参照）

学校閉鎖中における学生への教育機会の提供として、5月8日より遠隔授業を実施する。

8 各行事・入試等への対応（詳細は、「各行事等への対応」参照）

国の基本方針や他高専の対応、感染拡大状況等を踏まえ、学生・受験生及び教職員の健康維持を最優先に考慮し、実施の延期・中止及び方法等を検討する。

9 欠席・休暇の扱い（詳細は、「感染等に伴う欠席・休暇の」参照）

学生及び教職員の休みやすい環境を整えるため、学生の出席停止措置の柔軟な運用や補講の開講、教職員の病休や特別休暇、職務専念義務の免除などの柔軟な運用に努める。

授業・実習等への対応マニュアル

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「授業・実習への対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

1 感染防止意識の向上

学生に対し、感染防止対策の徹底について指導するとともに、啓発ポスターを各教室に掲示する。

(1) 体調管理

- ・体温計を各自準備し、毎朝の健康管理表(平常時)による健康チェックと検温を行い記録する。
- ・風邪症状がある場合は、無理をして登校しないで、自宅で静養する。
- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。
- ・毎朝8時半までに、Office365のFormsによる「健康調査」に回答してから登校すること。
未回答学生及び発熱・風邪症状等のある学生の校舎への立ち入りを認めない。
- ・登校後に発熱・風邪症状がみられた場合には、保健室に行くこと。

<朝のSHRでの指導>

- ・朝のSHRがあるときは、担任が8時30分までに回答していない学生の発熱・風邪症状等について体調を確認する。
- ・朝のSHRがないときは、朝の授業において、科目担当が8時30分までに回答していない学生の発熱・風邪症状等について体調を確認する。
- ・朝の体温を自宅・寮で測定してきていない学生には、学生課にて検温させる。
- ・発熱・風邪症状等がある学生が教室にいた場合には、保健室に行かせる。

微熱や軽い風邪症状が出た場合であっても、自己判断せず、外出を控え、保護者へ必ず連絡のうえ指示を仰ぐよう指導する。寮生の場合は即時マスクなどをして、寮務事務室や寮監室に自室から電話連絡させる。

(2) 手洗い又は手指消毒の励行

- ・登校時、教室移動、帰寮・帰宅時をしたとき、及び食事の前後は、必ず手洗い又は手指消毒をする。
- ・手拭きは、個人の清潔なタオル等とする。
- ・学生が休み時間に手洗いを行う場合、トイレが混雑することが予想され、授業開始の出欠席の確認は、多少の猶予を与えること。

(3) マスクの着用

- ・教員、学生ともに、マスク着用を原則とする。ただし、運動を伴う体育の授業ではマスクの着用を必要としない。

- ・入手困難な場合には、不織布の使い捨てマスクに代え、清潔な布マスク等でも良い。
(感染防御のためのマスクの使用には、十分な手洗いが必須。)
- ・体育や食事などでマスクを外している時は、咳エチケットに配慮する。

(4) 教職員の感染症対策

可能な限り他者との間隔を確保する。教職員が会議等を行う際は、最少の人数・回数にしぼり、Web 会議等を活用すること。

2 教室等の校内環境への配慮

校内環境において、感染拡大のリスク（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声の3条件が同時に重なった場）の低減に努める。

(1) 換気

- ア 授業の間、教室のすべての窓・出入口扉の両端を 10cm 程度開放する。
 - ・気温上昇にともない開放幅を広げる。
- イ 授業時間の半分を経過した時点で、5分程度の大換気（窓と出入口扉の開放）を行う。
 - ・窓と出入口の開放は、授業担当教員が学生に指示する。
- ウ 換気に伴う室温上昇・低下に対応して、必要に応じエアコンなどにより室温を調整する。

(2) 座席

- ア 講義科目における学生の座席配置については、飛沫感染予防のため、1m を目安に間隔をとる。
- イ 各授業担当教員は学生に対し、密集して着席しないよう指示する。

(3) その他

実験・実技等の授業において、教材を共用する前後は必ず石鹸による手洗いまたは手指消毒を指示する。

鼻水等が付着したティッシュ等はビニール袋に入れ、専用のごみ箱に捨てるように指示する。

3 学外実習等の開始前の留意事項及びその対応

府内及び本校内での感染状況を勘案し、本校としての実習可否を判断したうえで、事前に、実習施設に対し、実習の受入れを確認する（実習施設に対し、本校としての感染防止対策の具体的方策を明示することも必要）。

課外活動等への対応

新型コロナウイルス対策行動計画の「課外活動等への対応」の具体的な対応方針を記載しています。

課外活動に関しては、活動内容によらず、感染予防と健康状態の把握を十分に行う必要があります。基本的に、地域の感染レベルに基づき、『**新しい生活様式**』を踏まえた**学校の行動基準**（令和2年5月22日文科科学省策定）に照らしあわせた活動を実施します。地域の感染レベルは3段階であり、行動基準は、今後適宜見直すことが予定されています。

1. 各レベルの行動基準

- [レベル3] 個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での自主練習に限定する。部全体としての活動を禁止する
- [レベル2] （レベル3から移行する場合）
感染リスクの低い活動から徐々に実施し、チーフ顧問による活動状況の確認を徹底
（レベル1から移行する場合）
感染リスクの高い活動を停止し、チーフ顧問による活動状況の確認を徹底
- [レベル1] 十分な感染対策を行ったうえで実施する

2. 課外活動の再開時期

学校再開後、当面の間、学校内における感染拡大防止のため、課外活動を禁止する。

なお、学寮における体制が整い次第、活動再開に向けた検討を行うとともに、その結果を通知する。

3. 活動内容

活動内容については、「授業・実習等への対応マニュアル」の「1 感染防止意識の向上」～「3 学外実習等の開始前の留意事項及びその対応」、「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」を基本として、本校では以下のとおり実施する。

	スポーツ系クラブ・同好会	文科系クラブ・同好会
レベル 3	全面禁止(自主練習も禁止)とする 個人レベルでの自主練習は可能とする。	
レベル 2	チーフ顧問の監督の下、下記の活動を徐々に開始する。 ・短時間の実施 ・部員同士が 1 m 以上離れる ・接触プレーは可能な限り避ける (柔道・剣道・空手道等は十分な配慮があれば組み手を可能とする) ・道具を介して相手と接触することになることは可能な限り避ける。 ・公式大会、他校との合同練習、練習試合は禁止とする(口丹以北は可)	チーフ顧問の監督の下、 <u>下記の活動を徐々に開始する。</u> ・短時間の実施 ・部員同士が 1 m 以上離れる ・吹奏楽や軽音楽において、室内での学生の合唱や管楽器演奏は禁止とする(屋外での個人練習は可能とする)
レベル 1	十分な感染対策を行った上で部活動を実施する。 ・部全体での活動ができる ・体育館使用競技では換気を行う ・対外試合等については事前に申請すること チーフ顧問は活動全体を把握すること。	十分な感染対策を行った上で部活動を実施する。 ・部全体での活動ができる ・可能な限りマスクを着用する ・教室等、使用場所の換気を行う チーフ顧問は活動全体を把握すること。

チーフ顧問は、感染拡大のリスク(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声の3条件が同時に重なった場)の低減に努める。3条件それぞれのリスクも低減する必要があることに留意する。感染予防のための十分な対策を行うこと。スポーツ系に関しては、体育科目と同様にマスクの運動中の着用は不要である。ただし、運動終了後には手指消毒後、マスクを忘れずに着用すること。

4. 活動実施に向けての注意事項

- ・感染予防策については、本校の3段階のレベルに応じ、部としての感染予防策および対応方法の一覧表を作成し、部員にも周知すること。
- ・課外活動の開始前及び終了後は、必ず手洗い(石けん使用。手指消毒可)・うがい(口中・喉の洗浄)をさせる。

- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめに換気を行うこと。
- ・手に触れる場所や用具等をできる限り消毒を行う。学生間でのタオルやコップなど使い回しをさせないこと。
- ・クラブボックス等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。

5. その他

- ・レベル3と2での合宿は実施しない。レベル1では、公式戦等の準備のために必要と認める場合に感染拡大のリスクを低減した上で、チーフ顧問の監督の下で使用を許可することがある。
- ・レベル3と2においてトレーニングセンターの使用は禁止とする。

感染等に伴う欠席・休暇の扱い

新型コロナウイルス対策行動計画の「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」の具体的な対応方針を記載しています。

なお、感染の拡大や本学関係者の発症などの状況によって、より柔軟な扱いを検討します。

1 風邪の症状による場合

- ・学生は、原則、欠席扱いとしない

その際は、担任(専攻科においてはコース長)または教務係にメールでその旨を連絡し、後日、健康管理表を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

- ・教職員は、職務専念義務免除とします。

次の両方の条件を満たしたときに、登校・出勤できる。

- ① 発症後に少なくとも8日が経過している
- ② 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

ただし、病院等を受診し、コロナウイルス感染症以外の診断をされた場合(診断書不要)は登校・出勤可とします。

2 指定医療機関におけるウイルス検査を受ける場合

帰国者・接触者相談センターの指示による検査で、検査結果が出るまでの期間を含みます。

- ・学生は、学校保健安全法を根拠とした出席停止(欠席の取扱いとしない)

その際は、担任(専攻科においてはコース長)または教務係にメールでその旨を連絡し、後日、健康管理表を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

- ・教職員は、職務専念義務免除とします。

3 検査で陽性の場合(感染の確定)

現時点では、ウイルス反応陽性者は強制的に指定病院に隔離入院または自宅療養の措置が取られます。

- ・学生は、学校保健安全法を根拠とした出席停止(欠席の取扱いとしない)

出席停止に該当する学生が発生した場合の出席停止プロセス及び周知はマニュアル参照。

- ・教職員は、就業を禁止します。

次の両方の条件を満たしたときに、登校・出勤することができる。

- ① 発症後(ないし診断確定後)に少なくとも10日が経過している
- ② 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

もしくは、症状改善後に診断した医療機関が登校・就労可能と認めたことをもって、登校・出勤可とします。

4 検査で陰性の場合

(1) 相談センターから「自宅待機」の指示がある場合

- ・ 学生は、学校保健安全法を根拠とした出席停止（欠席の取扱いとしない）
その際は、担任または教務係にメールでその旨を連絡し、後日、健康管理表を提出する。
本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。
- ・ 教職員は、職務専念義務免除とします。

(2) 相談センターから「自宅待機」の指示がない場合

ア 症状が継続の場合

- ・ 学生には、登校の自粛を要請し、その間は、原則、欠席扱いとしない。
その際は、担任または教務係にメールでその旨を連絡し、後日、健康管理表を提出する。
本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。
- ・ 教職員は、原則、年次有給休暇又は病気休暇により休暇を取得し、自宅で静養することとします。

次の両方の条件を満たしたときに、登校・出勤できる。

- ① 発症後に少なくとも8日が経過している
- ② 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

ただし、病院等を受診し、コロナウイルス感染症以外の診断をされた場合（診断書不要）は登校・出勤可とします。

イ 症状がない場合

登校・出勤可とします。

5 PCR等の検査を受けられない場合

新型コロナウイルスの感染である可能性がまだあるので、①②の条件を満たすまでの間

- ・ 学生には、登校の自粛を要請し、原則、欠席扱いとしない。
- ・ 教職員は、自宅で静養することとし、職務専念義務免除とします。

次の両方の条件を満たしたときに、登校・出勤できる。

- ① 発症後に少なくとも8日が経過している
- ② 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

ただし、病院等を受診し、コロナウイルス感染症以外の診断をされた場合（診断書不要）は登校・出勤可とします。

	1	2	3	4				5
	風邪症状	検査期間	陽性確認	陰性確認以降				検査が受けられない
				(1) 相談センターの 指示あり		(2) 相談センターの 指示なし		
				自宅待機	それ以外	(7) 症状あり	(4) 症状なし	
学生	欠席としない	出席停止	出席停止	出席停止	個別対応	欠席としない	出席可	欠席としない
教職員	職務専念 義務免除	職務専念 義務免除	就業禁止 (休暇取得)	職務専念 義務免除	個別対応	自宅で静養 (休暇取得)	出勤可	職務専念 義務免除

※ シフト勤務の非常勤教職員は除く（別途相談要）

6 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

- ・学生は、やむを得ず登校できない場合、家族等の症状がなくなるまで欠席扱いとしない。
- ・教職員は、やむを得ず出勤できない場合、家族等の発症後8日間までは職務専念義務免除とします。ただし、医療機関により風邪等新型コロナウイルスではないとの診断があった場合は、総務課総務係に報告のうえ、出勤可とします。

なお、やむを得ず登校・出勤できない場合とは、同居家族の発熱のほか、外国からの家族の帰国、家族が国の受診目安(強いだるさや息苦しさ等)に該当する場合などを想定しています。

7 同居している家族等が感染した場合

- ・学生は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間を出席停止とします。
- ・教職員は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間を職務専念義務免除とします。

8 同居家族が自宅待機等になった場合について

同居の親族等が、新型コロナウイルス感染症の罹患者と濃厚接触者の疑いがあるために保健所等（同居者の通勤する職場、通学する学校を含む）から自宅待機の指示を受けた場合

- ・学生は、担任(専攻科においてはコース長)または教務係にメールでその旨を連絡し、登校については指示を受けてください。
- ・教職員は総務係に連絡して下さい。勤務に関しては別途案内いたします。

自宅待機中に、同居の親族等のPCR検査等の結果が陰性であった場合、または濃厚接触者とみなされなかった場合は、自宅待機を解除します。

9 海外から帰国した場合

外務省の感染症危険情報の「危険レベル3、2、1」の国や地域から帰国した場合

- ・学生は、帰国後14日間を出席停止とします。
- ・教職員は、帰国後14日間を職務専念義務免除とします。

感染が疑われる場合の対応について

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染が疑われる場合の対応」、「感染した場合の対応」を行うにあたり、感染が疑われる症状がみられた学生や教職員が治癒するまでの期間の留意事項や手続きを記載しています。

別紙「新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応 フロー図」を参照してください。

1 感染が疑われる場合等の対応

(1) 発熱などの風邪症状がみられた場合の連絡と対応

感染拡大防止のため、発熱や風邪症状など感染が疑われる諸症状がみられた場合は、登校や出勤はせずに外出を控え、自宅静養に努めてください。この間、公欠（出席停止）とします。

- ① 登校前に上記の症状があれば、教職員は総務課へ、通学・下宿生は保護者を通じて教務係へ、寮生は学生寮職員（寮務係・寮監等）に連絡してください。
- ② 寮生の場合は、帰省して自宅静養してください。また、同室者がいる場合、同室者も帰省のうえ、体調を確認しながら待機してください。（□寮生対応マニュアルを参照）
- ③ 授業中など登校中に発熱などの風邪症状がみられた場合は、保健室の指示を受け、別室の静養室で保護者等の迎えを待って速やかに帰宅してください。
- ④ 自宅で静養及び待機中は「健康管理表（静養時・待機時）」に体温や症状の状況を記録してください。（公欠の手続きの際には教務係に提出が必要になります。）
- ⑤ 静養中、かかりつけ医や医療機関等を受診する場合は、事前に電話で相談し指示を受け、受診してください。
- ⑥ 自宅で静養する場合には「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」(厚生労働省HP)を参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- ⑦ 発熱や風邪症状のため自宅静養後に、新型コロナウイルスの診断に至らず、解熱・症状が軽減した場合、復帰の目安は下記の状態に該当すれば、登校・帰寮や出勤が可能となります。
症状が治まって病院等の判断（口頭でも可）で異常がなく、登校や出勤に支障がないとの確認が取れた場合はその指示に従ってください。この場合、担任に報告をしてください。復帰の際には常時マスクの着用や手洗いを徹底し、自己の体調観察を十分に行ってください。
- ⑧ 静養や待機を経て、帰寮・登校・出勤する場合は前日までに学校へ連絡してください。連絡先は文末（※1）の連絡先にお願いします。
- ⑨ 登校・出勤当日の朝に学生は公欠届と健康管理表（静養時・待機時）を教務係へ、教職員は職務専念義務免除届と健康管理表（静養時・待機時）を総務係へ提出してください。

《復帰の目安》次の1)及び2)の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも8日が経過している
 - 2) 薬剤※を服用していない状態で、解熱後及び風邪症状※※消失後に少なくとも3日が経過している
- ※解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
- ※※咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など
- 8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと
- 3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと

(2) 感染が疑われる症状がある場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している帰国者・接触者相談センター（以下「相談センター」という。）です。

舞鶴市の場合

中丹東保健所 0773-75-0806、京都府 健康対策課 075-414-4726 が相談センターとなります。相談センターは居住する地域によって連絡先が異なりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルスへの感染の疑いで、相談センターに電話相談する目安は下記のとおりです。（厚生労働省 相談受診の目安）

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

体調不良の状況によっては、コロナウイルス感染症以外でも治療が必要となる病気もありますので、かかりつけ医に事前に電話をして指示を得てください。

学生や教職員が上記目安に該当し、電話相談を行った場合、相談センターや医療機関等からの指示内容について、文末（※1）の連絡先に連絡してください。

2 感染が判明した場合等の対応

(1) 相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談し、帰国者・接触者相談外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果は、電話で学校（※1）へ報告してください。（担当者から連絡をすることがあります。）

(2) 相談後の対応

相談センターへの相談、専門外来受診以降も体調不良が続く場合は、その間、自宅に待機し、体温と症状を「健康管理表（静養時・待機時）」に引き続き記録し、相談センターの指示に従ってください。

(3) 検査結果の報告

受診後の検査結果が判明した場合は、休日・夜間を問わず、至急学校へ電話で報告してください。担当者が折り返し電話連絡します。（確実に取ることのできる連絡先をお伝えください。）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、自宅で待機し、体温と症状等を「健康管理表（静養時・待機時）」へ記録してください。

(4) 登校・出勤の事前報告

検査以降、入院や自宅待機等を経て、登校・出勤しようとする場合は、前日までに学校へ電話で報告してください。必要に応じて、担当者から体調等を確認する場合があります。

3 家族等が感染した場合等の対応

(1) 同居している家族や同居人等に発熱や風邪症状等がある場合

学 生：同居家族・同室者等の症状がなくなるまで公欠とします。

教職員：同居家族等の症状がなくなるまで職務専念義務免除とします。

登 校・出勤の際には、常時マスクを着用し、手洗い等感染防止対策を徹底してください。

(2) 家族等が感染した場合（学生・教職員が濃厚接触者となった場合）

学 生：感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間を公欠とします。

教職員：感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間を職務専念義務免除とします。

4 状況報告について

(1) 健康状態を把握するため担任が中心となり、学生と定期的に連絡を取ります。円滑に連絡できる連絡先をお知らせください。

(2) 学校に提供いただいた連絡は、校内関係者で情報の共有を行います。

(※1)

《学生の連絡先》

【教務係】0773-62-8881（平日 8:30～17:00）

【寮務係】0773-62-8885（開寮時）

【警備員】090-8792-4575（平日の時間外および、土・日・祝）

《教職員の連絡先》

【総務課】0773-62-5600（平日 8:30～17:00）

【警備員】090-8792-4575（平日の時間外および、土・日・祝）

学寮における対応マニュアル

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「学寮における対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。なお、事案に応じ、新型コロナウイルス感染症対策室より対策本部へ報告および連携の下、対応にあたります。

1 感染防止意識の向上

寮生に対し、以下の感染防止対策を徹底させるとともに、ポスター掲示および指導を行う。

(1) 体調管理

- ・ 体温計を各自準備し、毎朝の健康管理表（平常時）による健康チェックと検温を行い記録する。
- ・ 朝の点呼時の放送で、検温を呼びかける。
- ・ 風邪症状がある場合は、無理をしないで、保護者および寮監または寮務係に連絡し、帰宅して静養する。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。
- ・ 毎朝 8 時半までに、Office365 の Forms による「健康調査」に回答してから登校すること。回答がない学生は校舎への立ち入りを認めない。

微熱や軽い風邪症状が出た場合であっても、自己判断せず、即時マスクなどをして、保護者へ必ず連絡のうえ指示を仰ぐとともに、寮務事務室や寮監室に自室から電話連絡させるよう指導する。

(2) 手洗い・手指消毒

- ・ 帰寮時や食堂入室前、用便後に石鹸での手洗いを徹底する。
- ・ 手拭きは、個人の清潔なタオル等とする。
- ・ 消毒液で手指消毒を行う。

(3) マスクの着用

- ・ 寮内を移動するとき、および食事中以外の食堂内においてマスク着用を原則とする。
- ・ マスクは各自で準備する。
- ・ 不織布の使い捨てマスクに代え、布マスク等でも良い。
(感染防御のためのマスクの使用には、十分な手洗いが必須。)
- ・ マスクを外す場合は、咳エチケットに配慮する。

2 寮生活での対策

寮内において以下の対策を行い、感染拡大のリスクの低減に努める。

(1) 換気（1 人部屋の場合）

ア 定期的に換気を行う。

- ・ 気温上昇にともない開放幅を広げる。
- ・ 風の流れることができるよう、窓とドアの2方向を、1回、数分程度全開にする。換気回数は、毎時2回以上確保する。

イ エアコン使用時も定期的に換気を行う。寮内放送で換気を呼びかける。

(2) 換気（2人部屋の場合）

ア 2人部屋、食堂など複数人が同時に集まる場所は、常時換気を行う。雨天時、就寝時等は状況に応じて対応する。

イ エアコン使用時は、定期的に全開換気を行う。寮内放送で換気を呼びかける。

(3) 部屋への立ち入り、自習室の使用

ア 集団感染予防のため、他の寮生の部屋の立ち入りは、原則禁止する。

イ 自習室、ラウンジは、当面、使用禁止とする。

(4) 点呼・門限

感染拡大防止のため、当面の間、外出禁止とする。点呼は、食事や入浴時間を考慮して変更する。状況に応じ外出制限の緩和および門限の変更を行う。

(5) アルバイト

アルバイトを原則禁止とし、状況に応じ制限緩和を行う。

(6) 入浴

3密防止のため、交代制（ローテーション）で入浴する。

(7) 清掃

寮生により、共用部分および自室の除菌清掃を行う。

3 食堂の対応

(1) 食事の配膳方法

ア 寮生の取ったトレイに食堂スタッフが箸を載せる。

イ 寮生が、ご飯→みそ汁→メイン料理→サラダ小鉢を順にカウンターから取る。

ウ アレルギーは、カードスタンドに掲示（特別の場合、名前を表記）

エ お茶コーヒー、ジュース（朝食のみ）は、アルコール薬剤を浸したガーゼ or 布をスイッチに貼る。

オ ご飯、味噌汁のおかわりは、調理場の方に声を掛けてよそってもらう。

(2) レイアウト

- ア 入り口や窓を開放する。
- イ 食堂の椅子は、対面にならないよう一方向に配置する。

(3) 寮生の対応

- ア 食堂に入る前の手洗い（手指の消毒）の徹底。
- イ 食事は、交代制（ローテーション）で行う。
- ウ 食堂内での不要な発声やスマートフォン等の使用を禁止し、すみやかに食事を終える。
- エ 食事中以外はマスクを着用する。

4 寮内で感染が疑われる場合の対応

(1) 日本人学生の対応

「感染が疑われる場合等への対応マニュアル」に従い対応するほか以下の項目に留意する。

- ア 登校前に発熱などの風邪症状があれば、寮生は学生寮職員（寮務係・寮監等）に連絡する。
- イ 寮生は、当日中の帰省を原則とし、自宅療養する。また、同室者がいる場合、同室者も帰省させる。
- ウ 授業中など登校中に発熱などの風邪症状がみられた場合は、保健室の指示を受け、学校内の別室の静養室で保護者等の迎えを待って速やかに帰宅させる。
- エ 症状がある寮生は学寮内の予め指定した静養室（ラウンジ等）で、また同室者は、自室でそれぞれ待機させる。
- オ 容体が急変した場合に備え、寮監、寮務係および担任が、電話もしくは訪問で定期的に状態の確認を行う。居室訪問の際は、目安として1メートル以上距離とり、濃厚接触を回避する。
- カ 症状のある寮生および同室者の食事は、別室で行い、食堂を利用させない。
- キ 共有スペースの利用を最小限とし、使用するトイレ等を別の寮生には使用させない。その換気を十分に行う。

(2) 留学生の対応

- ア 体調不良となる場合に備え、予め、解熱剤、風邪薬等の常備薬、飲料水等が用意されていることを確認する。
- イ 風邪症状等が出た場合は、自室で隔離しマスク着用の上、静養させる。
- ウ 容体が急変した場合に備え、寮監、寮務係および担任が、電話もしくは訪問で定期的に状態の確認を行う。居室訪問の際は、目安として1メートル以上距離とり、濃厚接触を回避する。
- エ 食事は自室で行い、食堂は利用させない。
- オ 共有スペースの利用を最小限とし、使用するトイレ等を別の寮生には使用させない。その換気を十分に行う。
- カ 感染が疑われる症状がある場合は、原則、本人が帰国者・接触者相談センターに電話相談を行う。

キ 発熱や症状が改善した後 8 日間を経るまで自室で療養する。(必要に応じ、教職員が食糧等の買い出しを行う。)

5 寮内で感染が発生した場合の対応

(1) 新型コロナ感染の確認連絡

保健所の指導を仰ぎ、閉寮を含めた措置を検討する。

(2) 寮生各自から保護者へ連絡

閉寮となった場合、指導寮生を通じて各フロアーの寮生に連絡し、寮生は各自で保護者に迎えを依頼する。

(3) 帰省

帰省時には、原則、部屋を明け渡すこととする。感染が疑われる箇所については、保健所からの指導を仰ぐ。

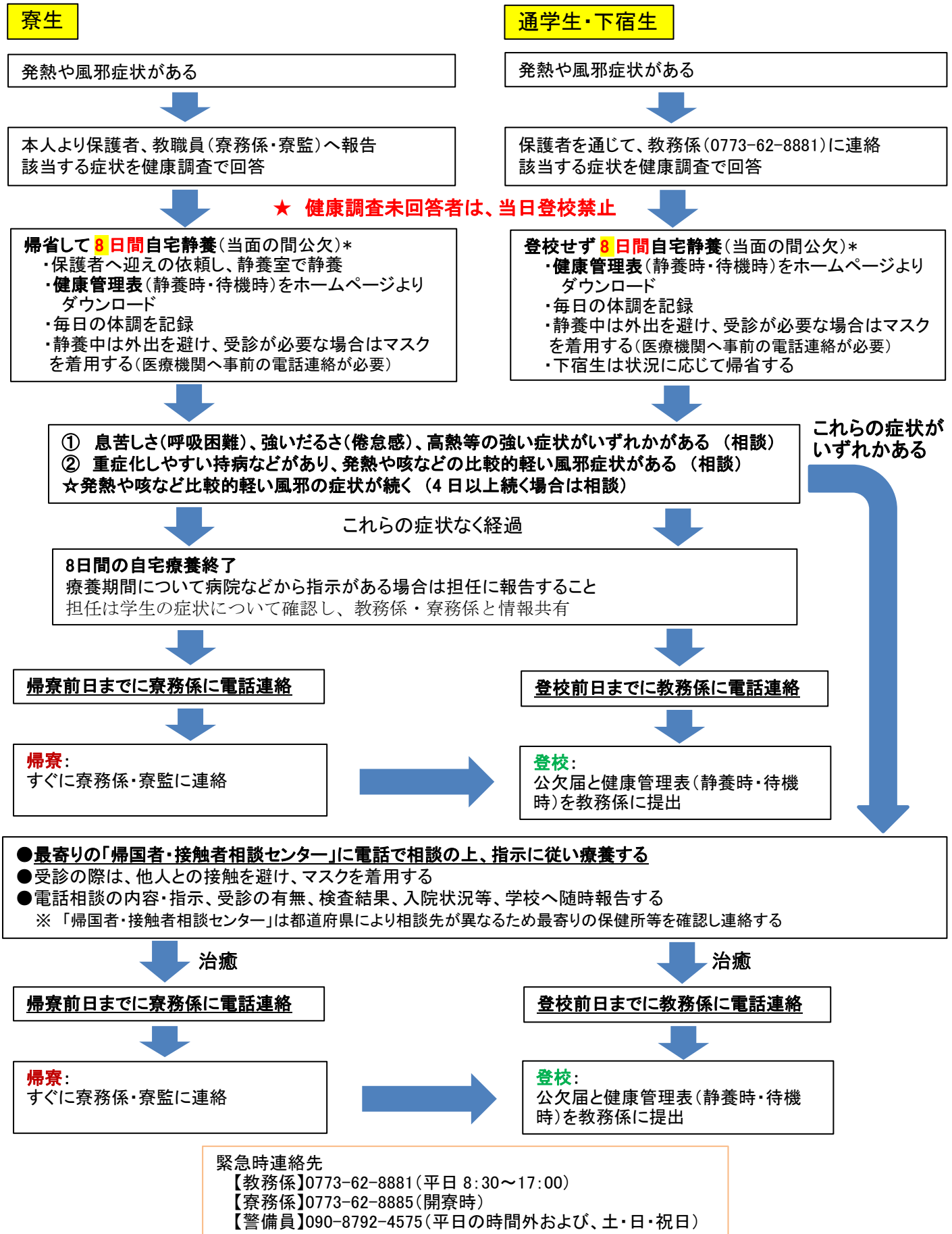
(4) 留学生および帰宅困難者の対応

留学生・帰宅困難者については、予め確認する待機場所にて待機させる。

(5) 帰寮

閉寮後の帰寮時期は、学校よりホームページ等を通じて連絡を行う。

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応 フロー図



※ 自宅で療養する場合は、「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」(厚生労働省HP)を参考にしてください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

* 発症日を 0 日として、日数を数える。